

あなたの市政を、あなた自身でたしかめましょう



バトンをつないで

9月定例会 第541回会津若松市議会

令和2年度一般会計補正予算などを可決…	P 2
議案等に対する質疑と審査 ……………	P 4
審議結果……………	P 9
賛否一覧、討論……………	P10

定例会以外の議会活動

新庁舎整備に関する提言を市長に提出しました…	P12
政策討論会の活動報告……………	P14

みなみ若葉こども園 リレー競争



今日は運動会に向けたリレーの練習です。みんなバトンを受け取ると全力疾走。「がんばれー」子どもたちの応援にも力が入ります。

令和2年度一般会計 補正予算などを可決

～新型コロナウイルス感染症対策経費等について議論～

9月定例会のあらまし

今定例会では、令和2年度補正予算や条例改正等の議案、令和元年度の各会計歳入歳出決算の認定に係る承認案件などが提出されました。これらについては、本会議での総括質疑後、予算・決算に係る議案等は予算決算委員会に付託され、また、条例改正等の議案、陳情については総務、文教厚生、産業経済、建設の各委員会に付託され、審査が行われました。

今定例会に提出された議案等とその審査結果は9月のとおりです。

9月定例会における新型コロナウイルス感染症対策に関する予算の概要

◆議案第55号 令和2年度一般会計補正予算（第6号）

【補正予算における主な事業】

■子育て世帯臨時特別給付金給付事業費 76,014千円

令和2年4月27日を基準日とした国民一人当たり10万円を給付する特別定額給付金の対象外となった令和2年4月28日以降出生の新生児を対象に、子育て支援の充実を目的として給付金を支給するための経費

■感染症対策費 16,862千円

発熱外来の開設期間を令和2年9月30日から令和3年3月31日まで延長すること、対象者を高校生以上から中学生以上までに拡大すること、PCR検査等の検体採取を行うことなどに要する経費等

■GIGAスクール構想整備事業費 770,897千円

GIGAスクール構想における小中学校のネットワーク整備に係る工事等に要する経費、並びに、GIGAスクール構想を加速するための小学校1学年から小学校4学年、中学校2学年及び中学校3学年の学習用タブレット端末整備に要する経費

※GIGAスクール構想とは…義務教育を受ける児童・生徒のために、一人一台の学習者用パソコンと高速ネットワーク環境を整備する計画のこと。

■商業地域活性化事業費 110,000千円

新型コロナウイルス感染症の影響により低迷している市内経済の回復を目的に、消費を喚起する「プレミアム商品券」を発行する事業への補助に要する経費

■庁内情報化推進事業費 16,521千円

新型コロナウイルス感染症の拡大を防ぐ「新しい生活様式」に対応した業務手続きのデジタル化をはじめ、ICTの活用による働き方改革なども見据えたデジタルガバメントへの移行を推進するために実施する調査業務に要する経費

※デジタルガバメントとは…さまざまな行政サービスをデジタル化することで、行政手続きの簡素化などによる市民の利便性の向上を図るとともに、行政サービスの効率化やコストの削減など、行政のあり方そのものを変革する取組のこと。

次ページへ続く

【その他の事業】

主な事業以外にも、北会津及び河東保健センターにおける感染症拡大防止対策に要する経費である保健センター運営費、夜間急病センターにおける感染症拡大防止対策に要する経費である夜間急病センター運営費、北会津地区冬期スクールバスの過密乗車の解消に要する経費であるスクールバス運行経費などに対する補正予算が提案されました。

新型コロナウイルス感染症に伴う
支援策の詳細はこちらから⇒
(市のホームページにリンクします)



令和2年9月定例会の一般質問の取止め等に関する市長からの申入れ

令和2年8月28日付けで市長から、市内における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生とその後の感染拡大の状況を踏まえ、その対応にさらに注力する必要があることを理由として、9月定例会において表1の左欄の4点について特段の配慮を求める申入れがありました。

この申入れを受け、市議会では、8月31日に各派代表者会議及び議会運営委員会を開催し、表1の右欄のとおり対応することを決定しました。

この市議会としての対応については、9月1日に議長から市長に回答しました。

なお、市長からの申入れについての回答に当たっては、議長から別掲1のとおり意見を述べました。

表1 市長からの申入れ事項と市議会の対応

	市長からの申入れ事項	市議会としての対応
1	一般質問を取り止めていただきたい。 ※一般質問とは、議員が、市の一般事務に対してその執行の状況又は将来の方針等を直接質問すること。	一般質問は実施しない。 なお、8月27日に通告した一般質問に対する答弁は不要とする。
2	総括質疑を取り止めていただきたい。 ※総括質疑とは、議会に提出された議案等について質疑すること。詳細な審査は委員会において行われるため、大綱（根本的なもの）にとどめることとしている。	総括質疑は実施する。
3	議案等は各常任委員会での審査としていただきたい。	議案等は、これまでの例により各常任委員会に付託のうえ審査を行う。
4	決算の認定に係る審査を9月定例会閉会後の継続審査としていただきたい。	決算の認定に係る承認案件は予算決算委員会に付託のうえ閉会後の継続審査とするとともに、会期の短縮を行う。

別掲1

【市長からの申入れに対する意見】

今回の申入れが定例会直前における一般質問の通告が終了した後になされた異例なものであること、今回の市議会の対応は、執行機関の事情などを考慮して議会用務に関する負担軽減及び新型コロナウイルス感染症対策への注力に配慮した措置であること、特に一般質問を実施しないことは、議員の発言の機会を著しく制限するものであり、市議会としては苦渋の決断であることを理解したうえで、市民の安心・安全な暮らしを守るため全力を尽くしてほしい。

議案等に対する質疑と審査

議案第55号
令和2年度
一般会計補正
予算（第6号）

子育て世帯臨時特別給付金給付事業費

目的と対象要件は

問 子育て世帯臨時特別給付金給付事業の目的と対象要件の考え方を伺う。

答 本事業の目的は、令和2年4月27日を基準日とした国民一人あたり10万円を給付する特別定額給付金の給付対象外となった令和2年4月28日以降に生まれた児童の家庭の不公平感の解消と、子育て世代への支援の充実を図るものです。対象要件は、令和2年4月28日から令和3年4月1

日までに生まれ、出生時に本市に住民登録した児童であり、これは、同じ学年になる児童が給付対象になるよう設定したものです。

感染症対策費

発熱外来拡充の経過は

問 本市の発熱外来の拡充を図るに至った経過を伺う。

答 本市において新型コロナウイルス感染症患者が確認された本年8月19日以前から、インフルエンザの流行時期を見据え、発熱外来の体制強化について、会津若松医師会と協議を行ってきたところであり、県の補助金を活用し、発熱外来の体制強化を図るものです。

診療時間設定の考え方は

問 発熱外来の診療時間設定の考え方を伺う。

答 診療時間はこれまでと変わらず、午後1時から午後3時までですが、今後、検体採取を行うことによる診療時間への影響や、感染症の流行状況等を踏まえながら、会津若松医師会と協議し、調整していきます。



総括質疑を行った議員と項目

- ① 譲矢 隆議員
・会津若松市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例
- ② 目黒 章三郎議員
・GIGAスクール構想整備事業費（令和2年度一般会計補正予算）ほか
- ③ 成田 芳雄議員
・学校給食運搬業務委託（令和2年度一般会計補正予算）ほか
- ④ 原田 俊広議員
・庁内情報化推進事業費（令和2年度一般会計補正予算）ほか
- ⑤ 斎藤 基雄議員
・会津若松市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例ほか

9月定例会日程

- 3日（木）
招集日
本会議（議案等提案理由説明）
- 10日（木）
本会議（総括質疑）
予算決算委員会
- 11日（金）
総務委員会、産業経済委員会
予算決算委員会第1分科会
予算決算委員会第3分科会
- 14日（月）
文教厚生委員会、建設委員会
予算決算委員会第2分科会
予算決算委員会第4分科会
- 16日（水）
予算決算委員会
- 18日（金）
最終本会議（委員会審査報告～表決）

GIGAスクール構想整備事業費

推進に向けた取組は

問 GIGAスクール構想の推進に向けた取組を伺う。

答 各学校の教員により構成する市教育ICT推進委員会において、学習環境におけるICT活用の推進や、教員のICTを活用した指導力の向上などについて検討していきます。

今後の予定は

問 GIGAスクール構想整備事業の今後の予定は。

答 各学校のネットワーク整備工事については、学校数が多いため、4工区に分けて発注し、令和2年度中に完了する予定です。また、ネットワーク整備工事が完了した学校から、順

次、学習用タブレット端末を配置していく予定です。

庁内情報化推進事業費

調査業務の概要は

問 デジタルガバメント推進調査業務の概要を伺う。

答 市の業務ごとのシステム化は進んでおり、本調査では、システム間のデータ連携に関する課題の抽出や、手作業で行っている業務のデジタル化の提案、課題解決のために有効な具体的なシステムの提案まで行ってもらうことを想定しています。

事業のメリットは

問 市民のメリットや職員の働き方の変化は。

答 デジタル化を進めていくことにより、窓口の混雑を減らしたり、来庁しなくても手続きができるようになるなど利便性の向上が図られます。さらに、窓口業務をデジタル化することで、職員の時間の使い方も変わり、職員が市民と対面して対応する相談業務等の時間が増やせるものと考えられています。

個人情報の紐づけは

問 デジタル化することにより各課で保有している個人情報が紐づけられるのか。

答 個人情報を紐づけするのではなく、さまざまな窓口で分散している手続きを一度ですむような手続きの自動化を想定しています。

商業地域活性化事業費

経済効果は

問 プレミアム商品券事業による経済効果は。

答 過去のプレミアム商品券事業に係るアンケートの分析結果によれば、追加消費により十数パーセントの上乗せ効果が見込まれることから、今回の発行総額5億円に対し、5億6千万円程度の消費額を見込んでいます。

周知の方法は

問 市民や参加を検討する事業者に対する周知方法は。

答 過去のプレミアム商品券事業において行ってきた新聞折り込みチラシによる周知に加え、市政だよりを活用することで、市民や参加を検討する事業者に対し広く周知を行います。また、より広く周

知を図るため、FMラジオ放送等による周知を検討していきます。



プレミアム商品券が発売されます
(写真はイメージです)

組織内部の見直しは

問 システムの調査だけでなく、運用する組織内部の制度的な見直しの必要性は。

答 調査業務ではシステム上の課題だけではなく、制度上の課題についても抽出してもらう予定であり、課題抽出後にどのような対策が必要かを検討していきます。



議案第69号
市条例改正
松条を
若松市
津若松
会津若
児童館
の一部
正す

【条例改正の趣旨・理由】

会津若松市行仁町児童センターで実施している子どもクラブ事業について、行仁小学校内において民間委託により実施することから、当該児童センターを廃止するため、条例を改正するものです。

行仁町児童センターの廃止

廃止による利用者への影響は

問 行仁町児童センターの廃止による利用者への影響は。

答 行仁町児童センターの廃止については、小学校の保護者会等での説明を予定していたところですが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催できない状況となりました。そのため、行仁小学校の保護者に対し、本年4月に廃止についての説明文書を配布するほか、7月には行仁町児童センターの廃止に関

するパブリックコメントの実施について説明文書を配布しましたが、廃止に反対するような意見は寄せられていません。また、幼児クラブ利用者に対しては来館時に廃止の説明を行っています。なお、利用者に対しては、城前児童センターや西七日町児童館の事業、認定子ども園等で実施している地域子育て支援センター等を案内しています。

子どもの居場所への認識は

問 児童館機能が西七日町児童館へ集約されることを踏まえた地域における子どもの居場所についての認識を伺う。

答 これまで、放課後等における子どもの居場所を確保するため、利用希望が多い子どもクラブの増設に努め、

現在23クラブ、50クラスを設置し、さらに、本定例会においても、クラス増設に係る補正予算を提案しています。その一方で、児童館の利用者は減少している状況にあります。このような利用者のニーズを踏まえて、施策を進めていく考えです。



廃止される行仁町児童センター（写真左側）と児童館機能が集約される西七日町児童館（写真右側）

議案第71号
市条例改正
立中及
松市及
若松市
津若松
会津若
小学校
の設置
の一部
正す

【条例改正の趣旨・理由】

河東学園小学校及び河東学園中学校を新たな校種である「義務教育学校」に移行して河東学園を設置するため、条例を改正するものです。

義務教育学校の設置

義務教育学校の特徴と課題は

問 義務教育学校の特徴と課題は。

答 義務教育学校は平成28年に制度化されたものであり、一人の校長のもと、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の教育目標を設定し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することができるとが特徴です。

した指導計画や教材の作成、時間割や日課表の工夫、人間関係が固定しないような配慮、小学生高学年のリーダー性、主体性の育成が挙げられています。

課題としては、義務教育学校の先行事例によると、系統性に配慮



義務教育学校に至る経過は

問 河東学園小学校及び河東学園中学校を義務教育学校とするまでの検討経過は。

答 合併前の旧河東町において策定した幼小中一貫教育を掲げる河東学園構想を引き継ぎ、平成19年に河東学園小学校を整備し、さらに、平成30年に小学校と同一敷地に河東学園中学

地域住民への説明は

問 地域住民への説明の経過を伺う。

答 当初は地域住民に対する説明会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により説明会開催が困難となりました。こうした中、河東学園学校運営協議会に区長の役員参加をいた

義務教育学校を選択した理由は

問 小中一貫教育として、併設型や連携型、義務教育学校という形態がある中で、義務教育学校を選択した理由を伺う。

答 一人の校長のもと、義務教育9年間の教育目標を設定し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することができることから、義務教育学校の形態を選択したものです。



義務教育学校に移行する河東学園

民に説明文書を回覧していただきました。また、保護者に対しては、本年7月に説明会を3回開催したほか、学年懇談会において説明を行ってきました。今後も、地域住民に対する説明文書の配布や、保護者への説明会の開催など、丁寧な説明に努めていく考えです。

- ※1 学校のあり方懇談会
地域に根ざした教育環境の実現のため、市教育委員会が有識者等からの意見を聞く場として設置する懇談会のこと。
- ※2 総合教育会議
市長と教育委員会が十分な意思の疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有し、より一層民意を反映した教育行政を推進するために設置する会議のこと。
- ※3 学校運営協議会
地域住民、保護者等の学校運営への参画を通じて、地域に開かれた信頼される学校とするため、法律に基づき設置する協議会のこと。

会議録が閲覧できます

9月定例会の会議録は11月中旬からご覧いただけます。

- ①インターネット上での閲覧
市議会ホームページの会議録検索システムをご利用ください。
- ②会議録（印刷したもの）による閲覧
会津図書館、各公民館、議会事務局、市政情報コーナーに設置してあります。

議会映像配信を行っています

- ①ライブ映像
定例会および臨時会の本会議ならびに予算決算委員会の開催中に、ユーチューブライブにより配信。
- ②録画映像
ユーチューブにより配信。

※9月定例会録画映像のトップページはこちらから⇒



請願・陳情

9月定例会で審査された陳情の審査の経過と結果をお知らせします。

案件	陳情内容	所管委員会における審査経過および結果	本会議における審議結果
<p>陳情第10号 自衛隊への適齢者名簿提供について</p> <p>陳情者：自衛隊への名簿提供を考える会 代表 佐々木恭子さん</p>	<p>市は、次の事項について、特段の措置を講じてほしい。</p> <p>1 市は、自衛隊への適齢者名簿の提供をやめること。</p> <p>2 個人情報保護条例には利用停止請求の制度があることから、自己情報のコントロール権を保障するため、市は、住民基本台帳から自衛隊に個人情報を提供することを市民及び該当者に丁寧に知らせること。</p>	<p>文教厚生委員会では、一部の委員より賛否の意見がありました。</p> <p>○反対意見 本陳情は、記の事項の1として、自衛隊への適齢者名簿の提供をやめること、記の事項の2として、自衛隊へ適齢者名簿を提供することを市民、該当者に丁寧に知らせることを求めるものであり、記の事項相互の整合性が無い。また、市に対して、自衛隊へ適齢者名簿を提供することによる苦情や不適切な事例の報告は無く、対象者を抽出して名簿化し、目的外に利用しない等の条件を付けることにより、閲覧よりも個人情報の保護が図られていることから、本陳情に反対する。</p> <p>○賛成の意見 市が法的根拠としている自衛隊法第97条では、市町村長は自衛官の募集に関する事務の一部を行うと規定されているだけであり、また、自衛隊法施行令第120条は、市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができるとの規定であり、適齢者名簿の提供が、資料の提出に当たるかどうか不明確である。さらに、適齢者名簿を提供していない自治体も数多くあり、本市も閲覧に戻すべきであると考え。また、日本国憲法第13条に基づく新しい人権である自己情報のコントロール権を踏まえれば、個人情報が自治体から他の機関へ提供されることに対して停止を求める権利が国民にあることから、本陳情に賛成する。</p> <p>【審査結果】 賛成少数をもって不採択とすべきものと決められました。</p>	不採択
<p>陳情第9号 暖冬少雪時における除排雪の代替となる業務委託の確保について</p> <p>陳情者：会津道路メンテナンス協同組合 理事長 弓田八平さん (令和2年6月定例会からの継続審査)</p>	<p>市は、暖冬少雪の年は、除排雪業務の代替として側溝の土砂撤去や市管理河川の河道掘削など、道路等の維持管理を行うことができるよう、会津道路メンテナンス協同組合と締結する道路除雪等業務委託契約書の内容を変更する、又は別途業務委託契約を締結することについて、特段の措置を講じてほしい。</p>	<p>本陳情については、8月25日に建設委員会を開催し、審査を行いました。また、一部の委員より賛否の意見がありました。</p> <p>○反対意見 (1つ目) 陳情の趣旨については理解するが、陳情者が求める、陳情者と個別に委託契約を締結することは、地方自治法や本市の財務規則などの関係法令に照らし合わせた場合、難しいものと考えことから不採択とすべきである。 (2つ目) 政策討論会第4分科会として、これまで除排雪について、様々研究してきたことから判断するに、陳情事項を実現するのは難しいことから不採択とすべきである。</p> <p>○賛成意見 陳情者が求めているのは、少雪で除排雪業務委託料が減少することに対する救済措置であり、夏場の道路維持管理業務を請け負うことで減少分を補填したいという思いは理解できる。陳情者のこうした意見をくみ取るためにも採択すべきである。</p> <p>【審査結果】 賛成少数をもって不採択とすべきものと決められました。</p>	不採択

意見書

意見書とは、地方自治法第99条に基づき、地方公共団体の公益に関することに関して、議会の意思を意見としてまとめた文書です。議会は、その意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。

今定例会で可決された意見書の内容は、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保について (抜粋)

- 1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。
- 2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

その他3点を含め、合計5点のことについて、内閣総理大臣、総務大臣等関係機関へ意見書を送付しました。

9月定例会に提出された議案等とその審議結果

番号	件名
議案 (27件)	
55	令和2年度会津若松市一般会計補正予算(第6号)(以下64号までの各会計補正予算は会計名のみ記載)
56	水道事業会計(第2号)
57	下水道事業会計(第1号)
58	国民健康保険特別会計(第2号)
59	観光施設事業特別会計(第2号)
60	地方卸売市場事業特別会計(第2号)
61	扇町土地区画整理事業特別会計(第1号)
62	介護保険特別会計(第1号)
63	三本松地区宅地整備事業特別会計(第1号)
64	後期高齢者医療特別会計(第1号)
65	会津若松市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例
66	会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
67	会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
68	会津若松市放課後児童健全育成事業に関する条例の一部を改正する条例
69	会津若松市児童館条例の一部を改正する条例
70	会津若松市簡易水道事業経営審議会条例
71	会津若松市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例
72	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例
73	会津若松市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

番号	件名
74	会津若松市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
以上、原案のとおり可決	
75	会津若松地方広域市町村圏整備組合規約の変更について
76	会津若松地方土地開発公社の解散について
77	字の区域の画定について
78	市道の認定について
79	市道の廃止について
80	市道の変更について
81	城前団地更新住宅第3棟新築工事請負契約の締結について
以上、可決	
報告 (10件)	
8	監査の結果報告について
9	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価結果について
10	議員の派遣の決定について
11	令和元年度会津若松市一般会計継続費清算報告書について
12	令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
13	会津若松地方土地開発公社経営状況報告について
14	公益財団法人会津若松文化振興財団経営状況報告について
15	一般財団法人会津若松観光ビューロー経営状況報告について
16	一般財団法人会津若松市勤労者福祉サービスセンター経営状況報告について
17	株式会社まちづくり会津経営状況報告について
承認 (17件)	
6	令和元年度会津若松市一般会計歳入歳出決算の認定について(以下19号までの歳入歳出決算の認定については会計名のみ記載)
7	国民健康保険特別会計
8	観光施設事業特別会計
9	地方卸売市場事業特別会計

番号	件名
10	扇町土地区画整理事業特別会計
11	介護保険特別会計
12	三本松地区宅地整備事業特別会計
13	後期高齢者医療特別会計
14	水道事業会計
15	湊町簡易水道事業特別会計
16	西田面簡易水道事業特別会計
17	下水道事業特別会計
18	農業集落排水事業特別会計
19	個別生活排水事業特別会計
以上、継続審査	
20	教育委員会委員の任命について 秋月 淳子さん(日新町)
21	公平委員会委員の選任について 沼崎 邦浩さん(八角町)
22	農業委員会委員の任命について 庄司 遼さん(材木町二丁目)
以上、同意	
諮問 (1件)	
2	人権擁護委員候補者の推薦について 加藤 明男さん(北会津町)
意見 (同意)	
意見書案 (1件)	
5	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対する地方税財源の確保について
原案のとおり可決	
陳情 (2件)	
10	自衛隊への適齢者名簿提供について
不採択	
9	暖冬少雪時における除排雪の代替となる業務委託の確保について(令和2年6月定例会からの継続審査)
不採択	

※アミかけ部分が採決で賛否が分かれた案件です。

※アミかけ以外は全会一致による可決や採択等を表しています。

9月定例会賛否一覧

※これ以外の案件等は9月のとおり全会一致で可決等されています。

議案等名	議員名	議決結果	賛成 反対	市民クラブ					フォーラム会津		社民党		創風あいつ		公明党		みらい		共産		夢							
				高橋義人	小倉孝太郎	成田眞一	清川雅史	戸川稔朗	石田典男	内海基	長郷潤一郎	古川雄一	中島好路	渡部認	高梨浩	譲矢隆	丸山さよ子	松崎新	吉田恵三	村澤智	横山淳	目黒章三郎	奥脇康夫	大山享子	樋川誠	小畑匠	後藤守江	大竹俊哉
議案第55号 令和2年度会津若松市一般会計補正予算(第6号)		原案可決	26: 1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●
議案第69号 会津若松市児童館条例の一部を改正する条例		原案可決	23: 4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第71号 会津若松市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例		原案可決	24: 3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陳情第10号 自衛隊への適齢者名簿提供について		不採択	10:17	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ ○は賛成 ●は反対 討は討論がなされた案件
 ※ 議長(清川雅史)は採決に加わらない
 ※ 会派名の略称は次のとおり 社民党⇒社会民主党・市民連合 みらい⇒みらいの会 共産⇒日本共産党会津若松市議団 夢⇒夢クラブ



討 論

討論は、議題になっている案件に対し、表決の前に賛成か反対かの自己の意見を表明することをいいます。なお、9月定例会で討論があったものすべてを掲載しています。本市では、討論に先立ち議員間討議を位置づけ、議論の経過を含めた説明責任を適切に果たすこととしています。

議案第55号 令和2年度会津若松市一般会計補正予算(第6号)

反対 成田 芳雄 議員
 本予算には、学校給食運搬業務委託に係る債務負担行為が措置されている。当該業務委託は、平成24年度になされた随意契約により、運搬業務に必要な車両をすでに確保している現在の受託者が著しく有利な状況にあり、他の入札応募者は対抗できず、公正・公平・競争性が失われていると考えることから、反対する。

議案第69号 会津若松市児童館条例の一部を改正する条例

反対 原田 俊広 議員
 この条例は、行仁町児童センターを廃止し、城前と西七日町の2カ所のみとするというものだが、子育てに欠かすことができない児童館を減らすこと自体が問題である。さらには、廃止に伴う子どもの居場所の確保等についての対策が十分に取られているとはいえないことから賛成できない。

反対 後藤 守江 議員
 行仁町児童センターは、子育てをする親にとって、個々の実情に応じたさまざまな支援が得られるとともに、重要な交流の場である。また、子どもたちにとって、貴重な室内の遊び場であり、健康的な心身を育むために重要な役割を担っている。子育て家庭を地域で支え続けることが必要だと考えることから、本条例の改正に反対する。

議案第71号 会津若松市立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例

反対 原田 俊広 議員
 この条例は、河東学園小学校及び中学校を義務教育学校に移行し、河東学園を設置するものだが、そのメリットだけが強調され、デメリットについての議論等が不十分である。また、現状として、地域住民への説明会も十分に開催されておらず、地域とともにつくる学校という立場からかけ離れたものとなるため反対する。

陳情第10号 自衛隊への適齢者名簿提供について

賛成 高梨 浩 議員
 自衛官募集に係る業務として、市が毎年市民の情報をリスト化し、紙媒体で自衛隊に提供していることを、情報の所有者である多くの市民は知らない。情報提供の手法や情報提供をしたことの周知について改めて検討し、多くの市民の理解を得た対応を図るべきと考えることから、陳情者の趣旨どおり採択すべきである。

議案等の審査

審議結果

賛否一覧・討論

新庁舎整備に関する提言

政策討論会

議会の動き

7月

- 6日 ● 議会運営委員会
- 各派代表者会議
- 広報広聴委員会
- 8日 ● 文教厚生委員会協議会
- 政策討論会第2分科会
- 13日 ● 臨時会
- 広報広聴委員会
- 新庁舎整備に係る検討委員会
- 15日 ● 総務委員会協議会
- 16日 ● 政策討論会第4分科会
- 文教厚生委員会協議会
- 産業経済委員会協議会
- 政策討論会第2分科会
- 政策討論会第3分科会
- 17日 ● 議会運営委員会
- 各派代表者会議
- 21日 ● 政策討論会第1分科会
- 政策討論会
- 議会制度検討委員会
- 予算審査決算審査準備会第1分科会
- 22日 ● 新庁舎整備に係る検討委員会
- 28日 ● 新庁舎整備に係る検討委員会
- 政策討論会第2分科会
- 政策討論会第3分科会
- 予算審査決算審査準備会第2分科会
- 予算審査決算審査準備会第3分科会
- 30日 ● 広報広聴委員会
- 31日 ● 議会運営委員会

8月

- 3日 ● 政策討論会第4分科会
- 予算審査決算審査準備会第4分科会
- 4日 ● 政策討論会第3分科会
- 予算審査決算審査準備会第3分科会
- 6日 ● 新庁舎整備に係る検討委員会
- 7日 ● 議会運営委員会
- 政策討論会第2分科会
- 政策討論会
- 議会制度検討委員会
- 予算審査決算審査準備会第2分科会
- 11日 ● 各派代表者会議
- 新庁舎整備に係る検討委員会
- 予算審査決算審査準備会第3分科会
- 12日 ● 広報広聴委員会
- 18日 ● 新庁舎整備に係る検討委員会
- 21日 ● 文教厚生委員会協議会
- 政策討論会第2分科会
- 政策討論会
- 議会制度検討委員会
- 予算審査決算審査準備会第2分科会



9月

- 24日 ● 議会運営委員会
- 各派代表者会議
- 政策討論会第1分科会
- 予算審査決算審査準備会第1分科会
- 25日 ● 建設委員会
- 議員全員協議会
- 産業経済委員会協議会
- 建設委員会協議会
- 政策討論会第3分科会
- 政策討論会第4分科会
- 予算審査決算審査準備会第4分科会
- 正副議長と正副委員長との調整会議
- 27日 ● 議会運営委員会
- 各派代表者会議
- 議会運営委員会
- 各派代表者会議
- 31日 ● 議会運営委員会
- 各派代表者会議
- 3日 ● 9月定例会招集日
(日程は4次を参照)
- 議会運営委員会
- 広報広聴委員会
- 10日 ● 予算決算委員会理事会
- 11日 ● 産業経済委員会協議会
- 14日 ● 建設委員会協議会
- 16日 ● 総務委員会協議会
- 18日 ● 文教厚生委員会協議会
- 議会運営委員会
- 広報広聴委員会
- 議員全員協議会
- 29日 ● 議会運営委員会
- 予算決算委員会理事会
- 30日 ● 政策討論会
- 議会制度検討委員会

～虚礼廃止にご理解とご協力を～

公職選挙法の規定により、次の行為などが禁止されていますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

- 政治家が答礼のための自筆によるものを除き、年賀状などの時候あいさつ状（電報やファクシミリも含む）を出すこと。
- 政治家が新年会などに招待され、出席せずに自分の料理や飲食に相当する金銭を祝儀として出すこと。
- 懇談会などで有権者が招待した政治家に祝儀を求めること。
- 秘書などが政治家の代理として結婚披露宴や葬式などに出席し、政治家名義で祝儀や香典を出すこと。
- 後援会が、祝儀、花輪、香典などを出すこと。
- 政治家や後援会が、あいさつを目的とする有料の広告を出すこと。
- 広告業者（新聞、テレビなど）が政治家や後援会に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めること。

〔なお、政治家が自ら出席して祝儀や香典を出すこと、会費制の会合に会費（社会通念上の範囲を超えないもの）を払って出席することなどは、禁止されている寄付行為にみなされないものと解されます。〕

次回定例会のお知らせ

- 12月
- 3日（木）
招集日・本会議
- 7日（月）
本会議（代表質問）
- 8日（火）、9日（水）
本会議（個人質問）
- 10日（木）
本会議（総括質疑）
予算決算委員会
- 11日（金）
文教厚生・建設委員会
予算決算委員会第2・第4分科会
- 14日（月）
総務・産業経済委員会
予算決算委員会第1・第3分科会
- 16日（水）
予算決算委員会
- 18日（金）
最終本会議

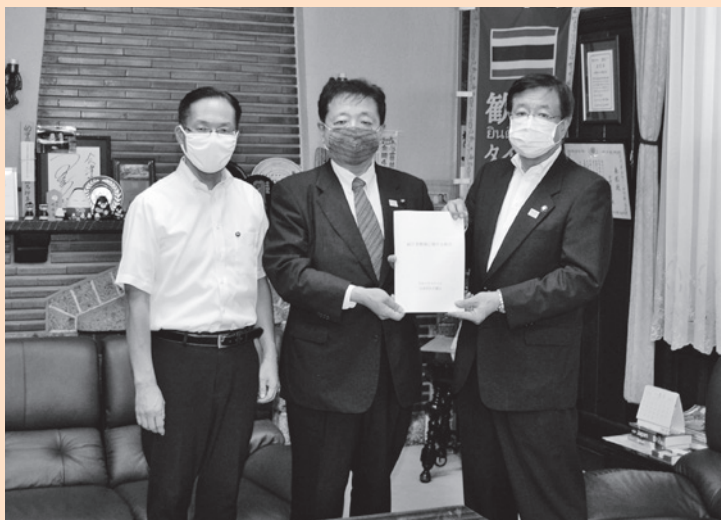
※なお、日程は変更になる場合があります。

新庁舎整備に関する提言を市長に提出しました

市が庁舎整備基本計画等に基づき策定する基本設計に、議会として求める市民サービスや利便性の向上に資する機能等を反映させるため、新庁舎整備に係る検討委員会を設置して、「新庁舎整備に関する提言」(13頁参照)をとりまとめました。

本提言は、新庁舎の機能や整備に係る考え方について提言することで、市民サービスの充実につながることを目的とするものであり、提言の趣旨や内容について、新庁舎への反映を求めるものです。

市民サービスの充実につながる新庁舎整備となるよう、議会では今後も、本会議や所管委員会においてチェックしていきます。



【市長へ提言】

令和2年9月3日、会津若松市議会を代表して、議長から市長へ「新庁舎整備に関する提言」を提出しました。



現在の本庁舎

経過



検討委員会の取組

【調査・研究内容】

- ・担当課への聞き取り調査
- ・議会内におけるこれまでの議論の経緯の確認
(政策討論会第1分科会より報告)
- ・他市の事例研究・調査(須賀川市)
- ・提言案の検討



須賀川市での調査の様子



【議員全員協議会】

新庁舎整備に係る検討委員会が取りまとめた提言について、議員全員で構成する議員全員協議会で報告を行いました。

提言の詳細や考え方について、委員会での議論経過などを踏まえて質疑応答がなされました。

【議長へ報告】

議員全員協議会での確認後、新庁舎整備に係る検討委員会から議長へ、提言について報告を行いました。



【庁舎整備の概要（市ホームページより抜粋）】



詳細は市のホームページをご覧ください。



機能	内容
主要な駐車場	本庁舎に隣接する謹教小学校跡地 ※このほかに、本庁舎敷地、栄町第一庁舎に駐車場を設置
駐車台数	現在よりも多い150台以上の来客用駐車スペースが確保できるよう検討します。
栄町第一庁舎の利用	庁舎として利用
栄町第二庁舎の利用	建物を解体しないで、市民活動の拠点などで活用
庁舎の総床面積	本庁舎旧館と新庁舎、栄町第一庁舎を合わせ約16,000㎡ ※新庁舎の面積は約11,000㎡を想定
新庁舎の高さなど	30m（5～6階）を想定します。周辺景観との調和と連続性を確保し、天守閣や飯盛山からの眺望に考慮します。歩行者や車両動線を考慮しながら、周辺道路の整備も検討します。
現在分散している主な窓口	引越しや結婚、出生、年金、税などの手続きをする窓口や福祉サービスに関連する窓口は、新庁舎の低階層に集約します。

議案等の審査

審議結果

賛否一覧・討論

新庁舎整備に関する提言

政策討論会



新庁舎整備に関する主な提言

～議会から市に求めること～



本庁舎旧館の保存・維持

- ✓ 歴史的景観を継承する貴重な観光資源として、また、市民のシンボルとして、本庁舎旧館を保存維持していくこと。

中心市街地の活性化

- ✓ 観光資源や商店街等の地域内資源と連携した賑わいの創出など、中心市街地の活性化に向けた活用を検討すること。

駐車場や本庁舎への動線の整備

- ✓ 駐車場の位置や本庁舎への動線については、これまで市議会でも安全面の確保などの議論があったため、その経過を踏まえること。
- ✓ 駐車場は十分な駐車台数を確保し、雪対策を行うこと。
- ✓ 駐車場から本庁舎への動線について、悪天候時の対策を行うこと。

わかりやすく利用しやすい窓口

- ✓ 総合窓口案内所の設置や、わかりやすく利用しやすい、ワンストップを目指した窓口を整備すること。

災害対策本部機能

- ✓ 災害時において情報収集・分析を行い、関係機関と連携しながら、適時適切に情報発信や指揮命令を行うことができる「防災拠点施設」として新庁舎が機能するよう整備すること。

効率的な行政機能の配置

- ✓ 新庁舎と栄町第一庁舎それぞれの行政機能について、市民サービスの充実に向け、効率的な配置に努めること。

市民意見の反映

- ✓ 新庁舎整備については、ワークショップや説明会の開催などにより、可能な限り丁寧に市民に説明する機会を設け、市民意見の反映に努めること。

財政負担への配慮

- ✓ 新庁舎整備の事業費については、財政状況や将来的な市民負担に配慮した適正な規模とすること。

提言の詳細は、市議会のホームページをご覧ください。



政策討論会の活動報告

会津若松市議会では、議会基本条例に基づき、市民との意見交換会でいただいた意見をもとに政策課題を定め、政策討論会において課題解決に向けた調査・研究を進めています。

政策討論会は、総務・文教厚生・産業経済・建設の各常任委員会の委員で構成される4つの分科会と議会制度検討委員会から構成されています。

政策討論会における取組の成果は、報告書として取りまとめを行うとともに、調査・研究の結果を踏まえ、市長に対して政策提言を行っています。

政策討論会第1分科会

【具体的検討テーマⅠ】
「健全な行財政運営に基づく最適な自治体づくりの実現」

① 政策研究の目的

持続可能な財政運営の推進のため、公共施設マネジメントの取組における後年度負担の平準化等を注視し、財政分析を行う。併せて多様化する地域の課題を解決するため、地域内分権のあり方や地域公共交通について調査研究を行う。

② 調査・研究の取組

公共施設マネジメントの取組について東京都国立市と千葉県習志野市へ先進地調査。関西学院大学大学院小西砂千夫教授による財政分析のセミナーを実施。金川町・田園町住民コミュニティバスの現地調査。

③ 今後における本テーマの目標

継続的な財政分析や、自治運営組織の取組等について調査研究を進める。

【具体的検討テーマⅡ】

「均衡ある行政機能と住民サービスのあり方について」

① 政策研究の目的

行政機能のバランスの取れた配置と後年度負担の平準化を図るため、新庁舎建設等、多額の起債を伴う事業について調査研究を行う。

② 調査・研究の取組

予算、決算審査をとおして財政負担の適正化を調査。

③ 今後における本テーマの目標

財政状況と事業の進捗を注視していく。

政策討論会第2分科会

【具体的検討テーマⅠ】
「地域との連携による防災・減災対策の実現」

① 政策研究の目的

令和元年10月の東日本台風における本市の対応には災害情報の伝達や避難所の運営などに課題があったことから、防災体制の強化に向けた取組について調査研究を行う。

② 調査・研究の取組

平成27年9月の関東・東北豪雨により甚大な被害を受けた茨城県常総市及び栃木県日光市における被災を教訓とした防災対策の取組について、調査研究を行った。(常総市における災害情報システムの整備、市防災組織体制の見直し、小中学校における防災教育の推進、日光市における避難情報発令基準の引下げ、防災無線の整備、自主防災組織の組織化の取組等)

③ 今後における本テーマの目標

災害に係る情報の収集・伝達、地域における防災活動の取組、住民との協働による避難誘導のあり方等について、調査研究を進める。



【具体的検討テーマ】
「新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策のあり方について」

① 政策研究の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により疲弊する地域経済を活性化するため、どのような経済支援策が求められているのか、また有効であるのかについて調査研究を行う。

② 調査・研究の取組

感染症が地域経済に与える影響の実態把握を趣旨とした金融機関等との懇談会を実施した。

③ 今後における本テーマの目標

業界団体との懇談会を実施するなど、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響についてより詳しく実態を把握しながら、経済支援策のあり方について検討していく。

※ 政策討論会第3分科会においては、具体的検討テーマとして「持続可能な地域産業の育成について」と「交流人口の拡大と地場産業の振興・連携施策のあり方」についても政策研究を進めているが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大していることから、当面は「新型コロナウイルス感染症に関する経済支援策のあり方」に係る調査・研究を優先して行っていく。

【具体的検討テーマⅠ】
「市民の安心・安全を担保するための社会インフラのあり方について」

① 政策研究の目的

近年、頻発する豪雨などの災害から市民を守り、安心・安全な生活が送れるよう、道路や河川、上下水道などの社会インフラの整備・維持管理の方向性について調査研究を行う。

② 調査・研究の取組

河川行政について国・県との勉強会を実施した。

「鎌倉市社会基盤施設マネジメント計画」について鎌倉市への行政調査を実施した。

③ 今後における本テーマの目標

市管理河川等について、さらに追跡調査を実施する。

【具体的検討テーマⅡ】
「官民連携、協働による道路等のインフラの維持管理、整備手法について」

① 政策研究の目的

前期議会で除排雪業務の全面民間委託、夏の道路維持作業を含めた委託を検討するよう執行機関に提言しており、引き続き、降雪対策を含めた道路等の維持管理、整備を官民連携、協働で実施するための方策について調査研究を行う。

② 調査・研究の取組

市に対して寄せられている、道路等に関する市民要望について調査した。

③ 今後における本テーマの目標

限られた予算、人員、モノを効率的に活用した道路の除排雪、維持管理手法を検討する。

【具体的検討テーマ】
「議会活動に係る評価モデルの構築について」

① 政策研究の目的

平成20年に制定した議会基本条例に基づく議会改革への取組が、本市議会が目指す住民福祉の向上に資するものとなっているのか、その評価を行う必要があるとの課題認識から、議会活動に係る評価モデルを構築する。

② 調査・研究の取組

他の地方議会における議会活動の評価事例の研究。

地方議会改革プロジェクト「地方議会評価モデル（地方議会の成熟度基準）」を活用し、本市議会自らの議会活動を評価することによる、議会活動評価モデルの理解の深化。

③ 今後における本テーマの目標

引き続き議会活動に係る評価モデルの構築に向けた研究を行う。あわせて、「見えて知って参加するための手引書（議会白書）」の更新作業を通じ、これまでの議会活動の振り返りを行う。



市民との意見交換会中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、11月に開催を予定していました市民との意見交換会は、中止することとしました。市議会では、市民の皆様からの様々なご意見をお聞きしたいと考えています。

市民の皆様のご意見をお寄せください

今月号の中ページに「市議会へご意見」をいただくための用紙を折り込みました。市議会へのご意見等がございましたら、ホームページ、メール、郵便またはファクスによりお寄せください。

【連絡先】 会津若松市議会事務局 〒965-8601

※郵送の場合、住所は不要です。

メール：gikai@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

ファクス：39-1470



メールアドレス



ホームページ

体温測定器を寄贈いただきました

新型コロナウイルス感染症対策に役立ててもらいたいと、福島情報機器（株）様より非接触型体温測定器2台（スタンド型・卓上型）を寄贈いただきました。感染症対策に有効活用させていただきます。



議場に花を飾りました



9月定例会では、新型コロナウイルス感染症の影響により消費が低迷している花き生産者への支援の一助とするため、全議員が資金を出し合い、議場に本市産の花を飾りました。

編集後記

9月定例会は、新型コロナウイルスの感染者発生に伴う市長側からの申入れを受け、一般質問を取り止めるなど、議会の日程が大幅に変更となる中での開催となりました。感染の拡大防止と議会活動を両立させる新たな方法を模索していきます。

奥脇 康夫

▼エフエム会津（番組名・市役所情報スタジアム）で、議会の情報発信をしています。次回の放送は、11月上旬を予定しています。

▼点字版広報議会や声の広報議会も発行しています。ご希望の方はお知らせください。

広報広聴委員会

委員長 村澤 智
副委員長 内海 基
委員 高橋 義人
小畑 匠
奥脇 康夫
高梨 浩
原田 俊
成田 眞一

市議会へご意見をお寄せください

会津若松市議会では、毎年、市内15カ所で市民との意見交換会を開催し、市民の皆様から寄せられた意見をもとに、議会活動に取り組んでいます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点から、5月及び11月に開催を予定していました市民との意見交換会を中止としましたが、市議会としましては、市民の皆様の率直なご意見をお聞かせいただきたいと思いますと考えています。

市民の皆様からのご意見をお待ちしています。

■募集する意見

- (1)本市では、新型コロナウイルス感染症対策としてさまざまな対応を行っています。
新型コロナウイルス感染症に関するご意見をお聞かせください。
- (2)その他、市政や議会等に関するご意見をお聞かせください。

■募集期間

- ・令和2年11月1日（日）から11月20日（金）まで

■意見の提出方法

- ・ホームページの場合
市議会ホームページの「ご意見フォーム」に入力のうえ、送信してください。
- ・メールの場合
氏名・地区・連絡先・年代・職業を入力の上、下記アドレス宛に送信してください。
- ・郵送・ファクスの場合
この用紙の裏面に記入し、議会事務局宛にお送りください。

■意見の取扱い

- ・お寄せいただいたご意見は、今後の議会活動の参考とさせていただきます。
 - ・ご意見の概要やご意見に対する市議会の考え方は、住所や氏名等の個人情報を除き、市議会ホームページや広報誌で後日公表する予定です。
 - ・原則、ご意見に対して個別の回答はできかねますので、ご了承ください。
- ※ご意見の内容や意図等の確認のため、ご連絡を差し上げる場合があります。
- ※今回の調査で寄せられた個人情報は、本目的以外に使用しません。

送 付 先

会津若松市議会事務局

郵送：〒965-8601（住所は不要です）

メール：gikai@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

ファクス：39-1470



メールアドレス



ホームページ

【会津若松市議会事務局宛】

メール：gikai@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

ファクス：0242-39-1470

1. 氏 名 (※)	
2. 連絡先 (※) 【電話番号またはメールアドレス】	
3. 地 区	
4. 年 代 【○で囲んでください】	10代 ・ 20代 ・ 30代 ・ 40代 50代 ・ 60代 ・ 70代以上
5. 職 業	

(※) 必要に応じて、ご意見の内容について確認させていただく場合もございますので、氏名と連絡先のご記入をお願いいたします。

6. 設 問	ご 意 見 欄
(1)本市では、新型コロナウイルス感染症対策としてさまざまな対応を行っています。新型コロナウイルス感染症に関するご意見をお聞かせください。	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>
(2)その他、市政や議会等に関するご意見をお聞かせください。	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>

※市議会へご意見をお寄せください。